

再生計画案への賛成を条件とする和解契約の締結と不正な利益の供与

【文献種別】 決定／最高裁判所第二小法廷

【裁判年月日】 令和3年12月22日

【事件番号】 令和3年（許）第4号、令和3年（許）第5号、令和3年（許）第6号

【事件名】 再生計画認可決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

【裁判結果】 棄却

【参照法令】 民事再生法 174条2項3号

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25571876

成蹊大学教授 北島典子

事実の概要

令和元年8月27日、裁判所（以下、「本件再生裁判所」という。）は、医療法人Aについて再生手続開始決定とともに管理命令を発令し、管財人（以下、「本件管財人」という。）を選任した。Bは、Aおよび医療法人Cとの間で、医療機器等の転売取引を行っていた。BとAの間では、平成30年6月付で、AがBに対する売買代金等5億7770万円余および遅延損害金の債務につき支払義務を負うこと、ならびにAがCの連帯保証人としてCのBに対する売買代金等4億2200万円余および遅延損害金の債務につき支払義務を負うことを認める執行認諾文言付きの公正証書（以下、「本件公正証書」という。）が、BとA双方に代理人弁護士を選任した上で作成されていた。

Bは、本件再生裁判所に対して、本件公正証書記載の債権のうち売掛金債権5億2027万円余および遅延損害金債権と連帯保証債権4億0740万円余および遅延損害金債権につき債権届出をした（以下、上記債権届出に係る債権を「本件届出債権」という。）。

Bは令和元年7月24日、再生手続開始決定を受けた。本件管財人は、Bの再生手続において21億円余の不当利得返還請求権につき債権届出をし、Bがその全額を否認したため、同年11月20日に本件再生裁判所の許可を得た上で、届出債権（以下、「A届出債権」という。）の額を11億7541万円余とする査定申立て（以下、「本件査定申立て」という。）をした。本件管財人は、本件届出債権の全額を否認し、令和2年1月14日に本件再生裁判所の許可を得た上で請求異議の訴え

（以下、「本件請求異議訴訟」という。）を提起した。本件管財人は、上記医療機器等の転売取引には架空取引が含まれているから、本件届出債権はその全額が存在せず、他方AはBに対して不当利得返還請求権を有すると主張して、本件請求異議訴訟の提起および本件査定申立てをした。もっとも、本件管財人は、Aの元理事らからこの主張を裏付けるための協力は得ておらず、AからBに対する支払と各売買契約との対応関係も不明だった。

本件管財人は、令和2年3月31日、再生計画案（以下、「本件再生計画案」といい、これに係る再生計画を「本件再生計画」という。）を提出した後、本件再生裁判所に対して、本件届出債権やA届出債権が長期にわたり確定しないことは、A・Bの各再生手続にとって望ましいものではなく、紛争を早期に終了させることには合理性がある旨を説明して、本件再生裁判所の許可を得た上で、同年6月23日、Bとの間で次の内容の和解契約（以下、「本件和解契約」という。）を締結した。

ア 本件管財人は、本件査定申立ておよび本件請求異議訴訟を取り下げる。

イ 本件管財人が上記取下げをした場合、Bは本件再生計画案に賛成票を投ずる。

ウ Bは、本件再生計画の認可の決定が確定したときは、Aに対して本件査定申立てに関する解決金として640万円余を支払う。

エ Bと本件管財人は、本件再生計画の定めによる権利変更後に本件届出債権につきAがBに対して弁済すべき額が640万円余となることを確認し、上記権利変更後の本件届出債権と上記解決金債権とを対当額で相殺する。

オ Bと本件管財人は、BとAとの間に、本件

和解契約で定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本件和解契約に従って、本件管財人は、本件査定申立てと本件請求異議訴訟を取り下げ、Bは、本件再生計画案に賛成票を投じ、本件再生計画案は、議決権者の議決権総額の約61%の議決権者の同意を得て可決された。Bの議決権は、議決権総額のうち約20%であった。本件再生計画は認可されたが、再生債権者Xは、本件和解契約の締結はBに不正な利益を供与するものであり、本件再生計画案の可決は信義則に反する行為に基づいてされたものであるから、民事再生法174条2項3号に当たるとして即時抗告を申し立てた。

決定の要旨

「本件和解契約によれば、Aは、本件再生計画の認可の決定が確定したときは、Bに対する640万円余の解決金債権を新たに取得し、これとの相殺により権利変更後の本件届出債権の全額を消滅させることができることとなる。本件和解契約締結当時、本件届出債権の存在等を裏付けるものとしてBとAの双方が弁護士を代理人に選任して作成された本件公正証書が存在する一方、本件管財人は本件届出債権の不存在及びA届出債権の存在を裏付ける確たる証拠を有しているとはいえない状況にあった上、Bにつき再生手続が開始されており、仮にA届出債権の存在が確定したとしても通常はその少なからぬ部分につき回収不能となることが見込まれたものであり、Aの再生手続の進行状況等をも考慮すれば、本件和解契約の締結は、Bに一方的に有利なものではなく、Aにとっても合理性があるものであったといえる。そして、以上のような本件和解契約の内容、Aの置かれていた客観的状況に加え、本件和解契約の締結の経緯等にも照らせば、本件和解契約が専らBの議決権行使に影響を及ぼす意図で締結されたとまではいえない。これらの事情に照らせば、本件和解契約の締結が、Bに対して不正な利益を供与するものであるとも信義則に反する行為に当たるとも断じ難いというべきであって、本件の事実関係の下において、本件再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとまではいえない。したがって、上記決議について法174条2項3号に該当する事由はないとした原審の判断

は、結論においては是認し得る。」

本決定には、菅野博之裁判官と草野耕一裁判官の共同補足意見、および三浦守裁判官の補足意見がある。

判例の解説

一 不正の方法の理解と本決定の意義

裁判所は、再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったときは、再生計画不認可の決定をする（民再174条2項3号）。不正の方法に関して、最一小決平20・3・13民集62巻3号860頁（以下、「平成20年最決」という。）は、再生計画案を提出しても議決権者の過半数の同意を得られる見込みのなかった再生債務者の取締役が、手続開始申立て直前に債権を譲り受け、さらにその一部を別の取締役に譲渡して債権者数を増し、この2人が再生計画案に賛成したことで再生計画が可決した事案で、民事再生法174条2項3号の不正の方法によって成立するに至ったときには、「議決権を行使した再生債権者が詐欺、強迫又は不正な利益の供与等を受けたことにより再生計画案が可決された場合はもとより、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も含まれるものと解するのが相当である（法38条2項参照）」と判示した。その後、最三小決平29・12・19民集71巻10号2632頁がこの部分を引用したことで、不認可事由としての不正の方法には、詐欺、脅迫または不正な利益の供与等による場合だけでなく、信義則に反する行為に基づく場合も含まれることが明らかとなった。

学説でも、再生債務者等の再生計画案の提出者が、再生債権者に対して贈賄や特別な利益供与を約束するなどの方法によって決議を成立させる場合や、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合などがこれに当たると解する見解や¹⁾、不正の方法とは信義誠実（民再38条2項）に反するあらゆる行為をさすとし、再生債務者または第三者が、再生債権者に対して詐欺もしくは脅迫をし、または賄賂その他の再生計画の条件によらない特別な利益を与え、あるいは与える約束をするなどして、計画案に賛成させ、期日に欠席させ、または虚偽の債権を届出させるなどがこれに当たるとする見解があり²⁾、不正の方法に該当する抽象的事由に関しては、現時点ではほぼ共通

の理解があるといえよう。

平成 20 年最決では信義則違反の行為が不正の方法に含まれるかが問題となったが、本件では³⁾、本件管財人による再生計画案への同意を条件として本件査定申立てと本件請求異議訴訟を取り下げる旨等を定めた本件和解契約の締結が、不正な利益の供与⁴⁾として不正の方法に当たるかが問題となった。これまで不正な利益の供与に関する具体的検討は少なく、本決定は、その該当性を判断する要素を挙げた一事例として意義を有する。

二 本決定の検討

1 本決定の判断

一般に、特別の利益供与によって決議を成立させる行為は不正の方法に該当すると解されている。また、再生債務者等やその関係者が債権者の議決権の行使に関して利益を供与することは、それだけで債権者一般の信頼を裏切るというべきであり、直ちに不正評価を導くとの見解もある⁵⁾。立案担当者によると、民事再生法 174 条 2 項 3 号は、和議法 51 条 3 号と同一であり、かつ（平成 14 年改正前）会社更生法 233 条 1 項 3 号の要件を消極要件に改めたものとされるところ⁶⁾、旧会社更生法下でも、計画案に同意するなら、係属中の権利確定訴訟を取り下げるとか和解に応じると約束することは特別の利益供与に当たり更生計画を不認可に導くとの見解があった⁷⁾。

これらによれば、本件和解契約の締結は不正の方法に該当するといえそうである⁸⁾。しかし、本決定は、①本件和解契約の締結は、B に一方的に有利なものではなく A にとっても合理性があること、②本件和解契約が専ら B の議決権行使に影響を及ぼす意図で締結されたことまではいえないことを理由に、本件和解契約の締結は不正な利益を供与するものとも信義則に反する行為に当たるとも断じ難いとしてこれを否定した。

2 特別の利益の供与——再生債務者にとっての合理性

民事再生法において、何が特別の利益供与に当たるかは、これまで具体的には論じられてこなかった。ところで、和議法と旧会社更生法にはそれぞれ、和議条件や更生計画によらずに、債務者または第三者が一部の債権者に特別の利益を与える行為は無効とする旨の規定があり（和議 49 条 2 項、旧破 305 条、旧会更 231 条）、計画の認可・不

認可に関する不正の方法の理解についても、これらの規定との関係が意識されていた⁹⁾。和議において特別の利益供与を無効とする規定は、和議債務者や第三者が和議に反対する債権者に和議条件によらずに特別の利益を付与して同意を得ることで行われた和議の決議は、公正が著しく阻害されるため、一部の和議債権者に特別の利益を与えることを禁止したものと解され、弁済率の増加や弁済期の繰上げ、和議への同意を条件に将来の商取引を約束するなど、特定の和議債権者に特別の経済的利益を与える行為がこれに当たると解されていた¹⁰⁾。旧会社更生法では、会社が法定多数の同意を得るために、計画によらずに計画案に反対する者に一定の利益を与えることを約する行為は、関係人間の平等と公正・衡平な権利の差等の要求に反し、関係人間の公平を害することになるため無効とすると解されていた¹¹⁾。さらに、更生計画の可決や円滑な手続進行に職務上の利益を感じる更生管財人は、計画に反対する者等に特別の利益を与える誘惑にかられることは多いであろうが、このような利益供与は会社財産の負担において行われる以上、禁圧する必要があるとされた¹²⁾。

本決定は、再生債権者にとって一方的に有利なものではなく、再生債務者にとっても合理性があるといえる本件和解契約の締結は、不正の方法に該当しないとする。債務者にとっての合理性は、これまで問題とされておらず、本決定は新たな判断要素を示したものといえよう。しかし、特別の利益供与を排除する趣旨を、特別の利益供与を条件として同意を得ることで行われた計画案の決議は、公正が著しく阻害されるために、あるいは関係人間の公平を害するために、これを無効とする理解すれば、本決定の判断には疑問も残る¹³⁾。

3 専ら議決権行使に影響を及ぼす意図

本決定は、不正な利益の供与の判断に、専ら債権者の議決権行使に影響を及ぼす意図を求めたが、これもあまり議論がなかった点である。かつて、大判昭 9・8・10 民集 13 卷 2111 頁は、特別利益の供与を無効とする法意は、これを強制和議に利用することを禁止することにあるから、特別利益を与える行為とは、特別利益という事実が存在し、かつ、強制和議の提供者または利益の享受者である債権者において、その供与を強制和議に利用する意識があることが必要であると判示し

た。これを受けて、学説でも主観的意思を必要とする見解が多数であった¹⁴⁾。旧会社更生法についても同様に、特別利益の供与による無効を導くためには、計画案の成立に利用する意識または意図が必要であるとの見解がみられた¹⁵⁾。特別利益の供与を無効とする規定は、計画の認可・不認可事由としての不正の方法と関連付けて考えられていたことからすると、不正の方法の判断時に、計画案の成立に利用する意識を有していたことが必要との理解もこの流れから説明できそうである。しかし、意図を問題とすること自体に疑問を呈する見解もあり¹⁶⁾、不正の利益供与が不正の方法となる理由付けと絡めた検討が必要になると思われる。

4 おわりに

本決定は、あくまで本件の事実関係を前提とした判断である。したがって、管財人が選任されておらず、再生債務者自身が和解契約を締結する場合は別に考える余地がある（菅野博之裁判官・草野耕一裁判官の補足意見も管財人が選任された事案であることを強調する。）。平成20年最決は、信義則に反する行為が不正の方法に該当するかを判断するにあたって、行為自体を問題としたが、本決定は、不正の利益供与が不正の方法に該当するかを判断するにあたって、対象行為の債務者にとっての合理性とその行為が行われた意図も問題とした。本決定は、利益供与の不正を特に意識しているように思われる。

このような判断は、（補足意見が指摘するように）管財人が手続を進める過程で、様々な協議や交渉等が必要となり、和解の中で再生計画案への同意を提案することも想定されうという現実¹⁷⁾を前に、外形のみでは不正の利益供与に当たるとは判断できないと考えたことによると思われる。その射程は慎重に検討する必要がある。本決定の補足意見は、本件和解契約が債権債務の処理と再生計画案に対する同意の約束が結びついている点で問題をはらむことを指摘しており、本決定における不正の方法の判断はきわどいものであったといえ、本件公正証書の存在等、本決定が指摘する事実にも注目する必要がある。また、管財人がこのような和解契約を締結することについては、管財人の善管注意義務（民再78条、60条）という観点からの検討も必要になると思われるが、この点は指摘するにとどめたい。

●—注

- 1) オ口千晴＝伊藤眞監修／全国倒産処理弁護士ネットワーク編『新注釈民事再生法〔第2版〕下』（金融財政事情研究会、2010年）111頁〔須藤力〕、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第5版〕』（有斐閣、2022年）1113頁。
- 2) 園尾隆司＝小林秀之編『条解民事再生法〔第3版〕』（弘文堂、2013年）921頁〔三木浩一〕。
- 3) 本決定の評釈・解説として、石毛和夫「判批」銀法880号（2022年）66頁、高田賢治「判批」法教500号（2002年）105頁、山本和彦「再生計画案に対する賛成を条件とする和解と不正な利益供与」NBL1217号（2022年）4頁、園尾隆司「判批」判例秘書ジャーナル〔文献番号HJ100137〕。
- 4) 和議法、旧会社更生法、民事再生法の解釈は、これまで特別の利益の供与を問題としてきた。これに対して、平成20年最決も本決定も不正な利益との文言を用いる。その理由は定かではないが、山本・前掲注3）6頁は、判例のいう不正の利益は、従来の賄賂や特別の利益供与と基本的には同義とする。
- 5) 服部敬『『不正の方法』により成立したことを理由とする再生計画の不認可——2つの最高裁決定（最一小決平20.3.13・最三小決平29.12.19）を素材に』金法2125号（2019年）18～20頁。
- 6) 深山卓也ほか『一問一答民事再生法』（商事法務、2000年）235頁。
- 7) 兼子一ほか『条解会社更生法（下）』（弘文堂、1974年）627～628頁、宮脇幸彦ほか編『注解会社更生法』（青林書院、1986年）854頁。
- 8) 山本・前掲注3）10頁は、このような約束は特別の利益供与に該当し、それに基づき可決された再生計画には不認可事由があるものと解されるとする。
- 9) 和議法について、麻上正信＝谷口安平編『注解和議法〔改訂〕』（青林書院、1993年）402頁〔福永有利〕、旧会社更生法について、兼子ほか・前掲注7）580頁、627～628頁参照。和議法や旧会社更生法における不正の方法の一つとして、特別の利益の供与の文言が用いられるのはこのためであろう。
- 10) 麻上＝谷口編・前掲注9）387～388頁〔竹田稔〕。
- 11) 兼子ほか・前掲注7）577頁。
- 12) 兼子ほか・前掲注7）579頁。
- 13) 山本・前掲注3）10頁は、和解が再生債務者に一方的に不利ではないからといって特別の利益供与が許されることにはならないと思われるとする。
- 14) 麻上＝谷口編・前掲注9）388頁〔竹田稔〕。
- 15) 兼子ほか・前掲注7）585頁。
- 16) 山本・前掲注3）10頁は、議決権行使に影響を及ぼす意図がなければ利益供与が許されるわけではなく、不認可事由との関係では、客観的に利益供与がされていれば不認可とすべきであろうという。
- 17) 園尾・前掲注3）6頁も参照。